

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年9月23日から令和2年10月22日までの回答)

雇用・人づくりワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
社会人の学びの機会拡大のための制度面での措置	現行制度下 で対応可能	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

雇用・人づくりWG関連

番号:1

受付日	2年8月27日	所管省庁への検討要請日	2年10月6日	回答取りまとめ日	2年10月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	社会人の学びの機会拡大のための制度面での措置
具体的内容	初等・中等教育機関における実務家教員の登用に向けた環境整備を、法制度を含めて手当てをする。また、社会人が新たに必要とされる知識や技術を身につけ、学び続けることのできるリカレント教育の制度を、オンライン講義の十分な利用を含めて政府内にて検討及び確実な推進への措置を講ずる。
提案理由	外部人材の教育現場への参加および雇用の機会拡大のため、規制改革推進に関する答申(2020年6月)や経団連「Society5.0 に向けて求められる初等中等教育改革 第一次提言」にも記載がある通り、特別免許状の基準見直しや社会人特別選考枠の拡大等を通じて、各分野の専門家や幅広い経験を有する人材(博士号取得者、スポーツ選手等)に学校教育により深く関与し、当人のキャリアの途中から教育現場に参画できるような仕組みの検討を求める。 リカレント教育制度についても、まずは規制改革答申内の通り講座の開発の推進を求め、その際オンライン講座の利用も検討すべきである。事例のとりまとめやガイドライン化が確実に行われ、社会人の学びの制度として機能するような環境整備を求める。
提案主体	日本IT団体連盟

	所管省庁	文部科学省
制度の現状	教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、授与権者(都道府県教育委員会)の行う教育職員検定により学校種及び教科ごとに授与する「教諭」の免許状である特別免許状について昭和63年に創設されています。また、地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部を担任させることができる特別非常勤講師制度についても昭和63年に創設されています。	
該当法令等	教育職員免許法第3条の2、第5条	
対応の分類	現行制度下で対応可能	
対応の概要	多様な経験を有する社会人等が学校現場に参画する仕組みについては、現状制度において特別免許状及び特別非常勤講師制度により措置されているところですが、「規制改革推進に関する答申」(令和2年7月)を受けて、こうした学校外の人材が教育現場に積極的に参加できるよう、制度の運用も含めて引き続き取り組んでいきます。 また、学校現場に円滑に参画できる仕組みとして、「就職氷河期世代を対象とした教職に関するリカレント教育プログラム」を令和元年度補正予算事業として実施しており、オンライン講座も含めて社会人の学び直しに資する講座を開設しているところです。引き続きこうした取組を継続していきます。 リカレント教育については、令和2年度において、大学等における実践的なプログラム開発をさらに推進するとともに、大学・企業等に対するアンケート及びヒアリング調査等を行い、将来的にはリカレント教育におけるオンライン講義の活用も含めた持続可能な運営モデルを検討し、モデル構築及び全国展開に向けた取り組みを行います。	

区分(案)	△
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月9日までの回答)

雇用・人づくりワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
職安での3密	対応	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

雇用・人づくりWG関連

番号:1

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月9日
-----	---------	-------------	----------	----------	---------

提案事項	職安での3密
具体的内容	職安の人が多すぎて、コロナにならないか？心配です。 ネットで雇用保険手続きや相談、職業訓練申し込みできるようにしてください。
提案理由	職安 あまりに3密です。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>提案の具体的内容でいただいた、ハローワークで行う雇用保険手続、職業相談、職業訓練の申し込みの3つについて、以下の通り回答します。</p> <p>雇用保険の基本手当を受給する場合、ハローワークにおいて失業している日についての認定を受ける必要があり、当該失業の認定はハローワークに出頭して行わなければなりません。</p> <p>職業相談について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前は、対面による職業相談を原則としていましたが、感染拡大防止のため来所が困難な事情があるなど、来所を希望しない求職者の方については、電話による職業相談を実施するなど柔軟に対応しています。</p> <p>職業訓練の申し込みについて、ハローワークでは、高齢者や基礎疾患のある方など新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い方から、来所を控えたいとの申し出があった場合、訓練関係の手続を郵送で行うなど、利用者の感染防止に努めています。</p>	
該当法令等	<p>(雇用保険手続) 雇用保険法第15条第2項、第3項 雇用保険法施行規則第22条第1項</p>	
対応の分類	対応	
対応の概要	<p>提案の具体的内容でいただいた、ハローワークで行う雇用保険手続、職業相談、職業訓練の申し込みの3つについて、以下の通り回答します。</p> <p>雇用保険手続に関して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有する方、妊娠中の方は、法令上、ハローワークに出頭しなければならない雇用保険手続の一部について、特例的に郵送による手続を可能としています。</p> <p>職業相談について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため来所が困難な事情があるなど、来所を希望しない求職者の方については、引き続き、電話による職業相談を実施するなど柔軟な対応を徹底してまいります。</p> <p>職業訓練の申し込みについて、高齢者や基礎疾患のある方など新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクが高い方から、来所を控えたいとの申し出があった場合は、引き続き、訓練関係の手続を郵送で行うなど、利用者の感染防止に努めてまいります。</p>	

区分(案)	△
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月24日までの回答)

雇用・人づくりワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
外国人保育士の働き方について	対応不可	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

雇用・人づくりWG関連

番号:1

受付日	2年9月18日	所管省庁への検討要請日	2年10月19日	回答取りまとめ日	2年11月24日
-----	---------	-------------	----------	----------	----------

提案事項	外国人保育士の働き方について
具体的内容	外国人であり、母国の保育士資格を有する方を、日本の保育園、幼稚園、認定こども園等で「保育士」として働けるような制度が出来ぬものか？
提案理由	グローバル時代にあり、外国の方の存在感は日本でも増している。そんな中「英語教師」という位置づけだけでなく、外国の方で保育現場に入り「日常的な文化的影響力強化」と「国際交流」がより日常レベルで推進できる。現在、例えばドイツ人でドイツの保育士資格を有する方は日本の保育士としては認められないが、保育の考え方や、国際交流の伸長を考えると、一定数程度の経験／キャリアと一定程度の日本語能力のある外国人が保育の現場に「保育士」として入ることは、現場のあり方を見つめ直せると共に、今後の国際社会を考えるととても有益なことに思える。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	保育士とは、保育士の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいうとされている。保育士の養成課程においては、専門的知識及び技術を修得するため、保育・教育原理の科目や子どもの保健や食と栄養、保育の心理学・子ども家庭福祉に関する科目、社会的養護や社会福祉等の科目を履修することとしている。	
該当法令等	児童福祉法第十八条の四	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	外国における保育士資格の取得過程において求められる専門的知識及び技術の内容は日本における保育士資格の取得過程において求められるものと必ずしも同程度とはいえないことから、外国における保育士資格を有することをもって、直ちに日本においても保育士として登録を受けたとみなすことは困難である。	

区分(案)	△
-------	---

規制改革ホットライン処理方針
(令和2年10月19日から令和2年11月27日までの回答)

雇用・人づくりワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
特定活動46号の日本語能力要件の変更(N1→N2)について	対応不可	△	1

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項
措置済	提案に対し、所管省庁がすでに対応を行った事項
無印	当面、検討を要しないと判断した事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

雇用・人づくりWG関連

番号:1

受付日	2年9月30日	所管省庁への検討要請日	2年11月6日	回答取りまとめ日	2年11月27日
-----	---------	-------------	---------	----------	----------

提案事項	特定活動46号の日本語能力要件の変更(N1→N2)について
具体的内容	特定活動46号は、技人国(高度人材)で就労が認められていない小売業や飲食業等の一般的なサービス業や製造業務での幅広い業務に従事できる活動を認めたもので、これにより、大学や大学院を卒業した外国人留学生の就職率拡大につなげることを目指して設けられた。 この46号に必要な資格である日本語能力N1レベルをN2に引き下げることで外国人登用の門戸を拡げ、かつ、留学生の就職率向上につなげていただきたい。
提案理由	留学生の就職支援に係る「特定活動(本邦大学卒業者)」についてのガイドラインでは、「日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務」とあり、これに必要な日本語能力を日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上を有すると示している。 しかしながら、いまやコンビニエンスストアにおいて、多勢を占める留学生従業員は、日々の業務において、接客(レジ業務)のみならず在庫管理や発注、販売企画・提案、クレーム処理、後輩教育等において、試験では測ることのできない業務上必要な高い日本語力を駆使し、業務に従事している。これは、日本語能力だけでなく、大学(或いは大学院)で習得した知識及びアルバイトで得た経験、応用力等を十分に生かしているからこそである。これらの実務経験を備えた留学生を画一的な日本語試験のみで振り分けるのはそもそも、留学生の就職支援という目的のために入管法を改正した意図に沿わないものと思料する。加えて、常に顧客とコミュニケーションをとる機会が多いコンビニエンスストアにおいて、卒業後、常勤での勤務になった際は、一層の日本語能力の向上は必然である。こうした状況を踏まえると、コンビニエンスストア業種においては、特定活動46号の日本語能力要件をN1からN2への引き下げることを強く要望する。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	「特定活動」(告示46号)の要件の一つとして、法務省告示では、「日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験その他の方法により証明されていること。」とされており、ガイドライン上、その日本語能力は、日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上を対象としています。	
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件(平成2年法務省告示第131号)	
対応の分類	対応不可	
対応の概要	「特定活動」(告示46号)は、本邦大学卒業者が本邦の公私の機関において、本邦の大学等において修得した幅広い知識、応用能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであり、その制度趣旨を踏まえると、求める日本語能力要件を引き下げることは適当ではないと考えています。 また、本邦で「留学」の在留資格をもって大学に入学するためには、入学時にN2程度の日本語能力を求めているところ、本邦の大学卒業者に対し、N1程度の日本語能力を求めることは厳しい要件ではないと考えます。	

区分(案)	
-------	--